

群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、実験動物の飼育管理及び高次の実験を行い、医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターを代表し、センターに関する事項を掌理する。

3 センター長の選考については、別に定める。

(運営委員会)

第4条 センターの運営を円滑に行うため、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織については、別に定める。

(事 務)

第5条 センターの事務は、学務課において処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。